

海外情報

スイスの税務行政及び税制の概要

- 基本的概要と情報交換を巡る最近の動向 -

国税庁国際業務課（長期出張者）

高 田 昌 孝

SUMMARY

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、スイスの税務行政と税制についての概要を簡潔に整理し、現地の最新の税制関連の動向を含めて解説されたものとなっている。

なお、本稿の内容は、2013（平成 25）年 5 月時点において著者が入手できた資料のうち、最新のものを基に執筆したものである。（平成 25 年 6 月 28 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	193
スイスの概要	193
スイスの歴史	193
スイスの税務行政	193
1 財政概要	193
(1) 概要	193
(2) カントンの独自性	194
(3) 税務行政の分担	194
(4) 連邦とカントンの関係	194
(5) 財政機構と税収	195
2 財政組織機構	195
(1) 連邦財務省国際局 (Staatssekretariat für internationale Finanzfragen)	196
(2) 連邦財務省税務局 (ESTV : Eidgenössische Steuerverwaltung)	196
(3) カントン税務事務所 (Kantonales Steueramt)	197
3 税務申告方式	197
4 電子申告の状況	197
(1) 連邦所得税 (個人)	197
(2) その他税目について	197
5 権利救済制度の概要	197
(1) 異議申立て	197
(2) 訴訟	197
6 事前照会制度 (Ruling) の概要	197
スイスの税制	198
1 租税法規体系	198
2 各税目の概要	198
(1) 個人への課税	198
(2) 法人への課税	200
(3) 付加価値税 (Mehrwertsteuer)	201
(4) 国際課税	203
(5) 源泉所得税 (Verrechnungssteuer)	206
(6) カントン間の納税者誘致競争	207
(7) カントン間二重課税 (Interkantonal Steuerrecht)	209
(8) 財政調整制度 (Finanzausgleich)	209
(9) 更正の期間制限及び罰則等	209
(10) タックス・アムネ스티制度 (Mini-Steueramnestie)	209
おわりに	210

はじめに

本稿は、スイスの税務行政・税制について概要を示し、現地の最新の税制関連の動向を含めて説明を行ったものである。したがって、本稿におけるコメントや意見は、全て筆者の個人的な見解である。なお、データ等については、特に断りがない限り、2013年5月時点で入手できたもののうち、最新のものを掲載している。

スイスの概要

スイスは、約4.1万平方キロメートルと九州本島よりもやや大きい面積に、人口約787万人（愛知県と同程度）を擁し、ドイツ系65%、フランス系18%、イタリア系10%、その他7%の民族からなる多民族国家である。公用語がドイツ語、フランス語、イタリア語及びロマンシュ語であるため、国名の表記を始めとして、大抵の公的機関は4ヶ国語で表記される。また、4ヶ国語での表記を避ける場合には、ラテン語に由来するスイスの略称であるConfoederatio Helveticaを使用し、インターネットのアドレスなどに見られるスイスを表す略字はCHと表記される。就業人口はおよそ480万人（2012年第4四半期現在）で、そのうち外国人が就業人口の28%を占めている。さらに、外国人就業人口のうち18.6%が越境通勤者と呼ばれるスイス国外（オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、リヒテンシュタインなど）に居住し、スイス国内での勤務のために毎日通勤する外国人が占めている。

IMFによると、2012年のスイスの名目GDPは6,320億USドルであり、世界第20位である。また、一人当たりの名目GDPは79,033USドルであり、世界でもトップクラスの水準である（日本は46,735USドル）。世界でも国際競争力の高い国の一つとされており、2012年国際経営開発研究所（IMD）作成の国際競争力ランキングでは3位と評価

されている。主な産業として、製造業、金融・保険業、観光業、医療・ヘルスケア業、化学薬品工業が挙げられる。

天然資源の少なさ、勤勉な国民性、周りを海若しくは山で囲まれた国土条件等、スイスと日本との共通点は多いが、統治機構はカントンと呼ばれる26の州（以下、「カントン」と呼ぶ。）からなる連邦制で、各カントンが強い自治権を有している。カントン及び地方の権限が連邦よりも強く、連邦は憲法に限定列挙（外交、防衛、通貨発行など）されている権限のみを行使する。

スイスの歴史

1291年、オーストリアのハプスブルク家から独立と自治を守るため、ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの3つのカントンが相互援助を目的とした永久同盟を締結。その後、同盟に加入するカントンを増やし1674年、外交政策として「武装中立」を宣言し、一般的にこれが永世中立の始まりとされる。1848年に連邦憲法が制定され、現在の連邦国家体制が確立する。

住民自治と直接民主主義が高度に発達しており、過去、2度にわたる国民投票によるEU参加を否決し、ヨーロッパ大陸の中心に位置しながらも非EU国として独自の発展を続けている。

スイスの税務行政

1 財政概要

(1) 概要

スイスでは、連邦憲法において、連邦政府が独占的に権利を留保されている税目を除き、課税権はすべてカントンと呼ばれる州が有していると定めている。連邦政府が独占的に権利を留保されている税目の代表的なものとしては、源泉所得税、印紙税、付加価値税等があり、これら税目の執行は連邦税務局が担当するが、他の税目はカントン及び市町村

が担当する。

また、所得税や法人税に代表される直接税については、連邦とカントンの両方に課税権があるため、連邦レベル、カントンレベルの二段階で課税されることになるが、調査を含む執行権限は、カントンのみにある。

(2) カントンの独自性

ここ数年の企業税制改革により、課税所得の決定、控除項目、課税期間、課税方法など、形式的な面でカントン税法の調和が行われたところではあるが、「スイスには連邦と合わせると27の税制が存在する」と言われるほど、制度、執行ともにスイスに26存在するカントンがそれぞれ独自にカントン税法を定めており、内容も多岐にわたっている。さらに税率についてもカントンが自由裁量権を有するため、カントン税率や事前照会の利便性、税務調査の柔軟性などを利用して、日々、納税

者の誘致競争を行っている。

(3) 税務行政の分担

連邦法人所得税については、カントン税レベルでの納税者誘致競争を各カントンに促しながら、連邦レベルでは一律8.5%の連邦法人税を課税することで、執行の大部分をカントンに行わせながら、連邦は税収のみを獲得することに成功している。連邦個人所得税についても同様に、累進課税制度の下、最高税率を11.5%としながら、カントンレベルではカントン税率や基礎控除の種類等で納税者の誘致競争を促している。

また、カントンレベルでの優遇税制の適用に当たっては、連邦税制調和法と呼ばれる連邦法の規定条件を満たすことが前提となっているため、連邦税制調和法でカントン優遇税制が過度にエスカレートしないようコントロールをしている。

【表1 税収及び連邦政府支出の対GDP比率の各国比較⁽¹⁾】(単位: %GDP)

	対税収(2010年)	対連邦政府支出(2012年)
スイス	28.0	32.4
EU(ユーロエリア)	-	49.2
ドイツ	36.0	45.7
フランス	42.9	56.1
イタリア	43.0	50.4
オーストリア	42.3	51.4
ベルギー	43.8	53.5
オランダ	-	50.7
ノルウェー	42.8	43.6
スウェーデン	45.8	52.2
イギリス	35.0	48.7
アメリカ	24.6	40.5
カナダ	30.9	41.8
OECD加盟国	-	42.5

(4) 連邦とカントンの関係

連邦憲法3条には「カントンは、その主権が連邦憲法によって制限されない限りで主権を有し、かつ、連邦権力に委ねられないすべ

ての権利を主権者として行使する。」と定められている。連邦政府はその責任が外交、軍事、カントン間の紛争調停、市民の権利と通商の自由の保障等に限定されている。課税権につ

いて見ると、連邦政府は連邦憲法に規定してある税目に限って、その課税権を発揮することができ、他方でカントンは連邦憲法が連邦政府に留保していないあらゆる税目に対してその課税権を行使することができる。カントンの課税権が広範であるのに対し、連邦政府の課税権は限定的であり、連邦政府によって徴収される税目とその最高税率が連邦憲法で列挙されている。

(5) 財政機構と税収

スイスの租税負担率は欧州諸国の中でも低く、連邦政府は、権限の大幅な委譲を各カントンに行うことで、小さな政府の実現に成功している。連邦からカントンへ税務行政の執行や納税者の誘致など、大幅に権限を委譲しつつ、連邦全体としての税収の増加を目指している。

【表2 連邦歳入構成⁽²⁾】(単位：CHFmn)

	2010 年		2011 年		2012 年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
連 邦 直 接 税	17,886	28.4%	17,891	27.8%	18,594	29.3%
源 泉 所 得 税	4,723	17.5%	4,861	7.5%	4,386	6.9%
印 紙 税	2,855	4.5%	2,857	4.4%	2,195	3.4%
付 加 価 値 税	20,672	32.8%	21,642	33.6%	22,150	34.9%
ガ ソ リ ン 税	5,134	8.1%	5,020	7.8%	4,970	7.8%
タ バ コ 税	2,356	3.7%	2,208	3.4%	2,287	3.6%
自 動 車 税	1,490	2.3%	1,555	2.4%	1,560	2.4%
関 税	1,079	1.7%	1,046	1.6%	1,035	1.6%
そ の 他 税	1,962	3.1%	1,916	2.9%	1,927	3.0%
その他税外収入	4,677	7.4%	5,249	8.4%	4,223	6.6%
歳 入 合 計	62,833	100.0%	64,254	100%	63,327	100.0%

【表3 連邦・カントン・市町村の歳入・歳出⁽³⁾】(単位：CHFbn)

	2009 年		2010 年	
	歳入	歳出	歳入	歳出
連 邦	68.0	73.4	62.9	60.0
カ ン ト ン	75.7	42.8	76.8	75.5
市 町 村	42.3	53.8	42.5	43.0

2 財政組織機構

【表4 連邦及びカントンの財政機関】

連 邦	連 邦 財 務 省 国 際 局	国際的な財政関連問題及び国際租税関連を所管する。
	連 邦 財 務 省 税 務 局	連邦税及び情報交換事務を所管する。 連邦直接税のうち所得税（法人、個人）については各カントン税務事務所に執行を委託している。
カントン	カントン税務事務所	連邦から委託を受けた連邦税目及びカントン税の執行を所管する。

(1) 連邦財務省国際局 (Staatssekretariat für internationale Finanzfragen)

国際的な財政関連問題を取り扱う部局で、マネーロンダリング問題や IMF 関連事務を所管するセクション A (Multilaterales)、金融市場規制を所管するセクション B (Markte)、国際租税関連を所管するセクション C (Steuer) の 3 つのセクションで組成され、職員数は、約 60 名である。

セクション C は、さらに租税条約関連を所管する C1 (Bilaterale Steuerfragen)、相互協議、OECD 関連事務を所管する C2 (Multilaterale Steuerfragen)、EU 対応その他個別問題を所管する C3 (Spezielle Steuerfragen) に分類される。

これまでは、国際税制については連邦財務省税務局が所管していたが、近年のスイス政府による、情報交換規定を含む OECD モデル型租税条約の多数国との締結に合わせ、2012 年 4 月から国際税制分野については、当局へと所管替えが行われた。なお、情報交換事務については依然、連邦財務省税務局が担当する。

(2) 連邦財務省税務局 (ESTV : Eidgenössische Steuerverwaltung)

連邦憲法において、連邦政府が独占的に権利を留保されている税目を所管する。代表的な税目は、源泉所得税、印紙税、付加価値税等があり、所得税や法人税に代表される直接税については、調査を含む執行をカントンに委託している。連邦税務局が所管するすべて

の税目において、26 のカントンを 12 のエリアに区分し、エリアごとに担当部署が存在する。職員数は約 1,000 名である。

イ 連邦直接税課 (源泉所得税、印紙税) (Hauptabteilung Direkte Bundessteuer)

源泉所得税及び印紙税の申告管理並びに調査を担当する。当該税目の調査係は 1 チーム 25 名程度で、4 チームから構成され、1 つのチームが 3 つのエリアを担当する。

ロ 付加価値税課 (Hauptabteilung Mehrwertsteuer)

付加価値税についての申告管理、調査、徴収及び還付事務を担当する。他の連邦直接税課が 1 チームで 3 つの地域を担当するのに対し、付加価値税課は 1 つの地域を 1 つのチームが担当しており、職員数は約 600 人である。

ハ 情報交換課 (Dienst für Informationsaustausch in Steuersachen SEI)

OECD 型租税条約に基づく情報交換及び租税詐欺行為に係る国際司法共助条約に基づく情報交換 (スイス国内法の下、租税詐欺行為と認められたもののみ共助を行うもの) を担当する。2009 年 3 月、スイス政府は今後の締結租税条約には OECD モデル型租税条約 26 条を採用することと、既存の条約は情報交換規定を含む OECD スタンダードへ更新することを宣言した。これら宣言に対応するため、2011 年に当該部課が連邦財務省税務局内に設置された。

【表 5 最近の情報交換の要請件数⁽⁴⁾】

		OECD 型租税条約	行政共助条約	計
外国当局から の要請件数	2011 年	99	271	370
	2012 年(10 月まで)	556	148	704
外国当局への 要請件数	2011 年	1		
	2012 年(10 月まで)	2		

条約型の内訳公表なし

これまでは6名の職員で構成され、外国税務当局からの共助要請や外国税務当局への共助要請を行ってきたが、2012年10月31日の議会発表によれば、連邦議会は情報交換課に8名の職員を追加することを承認した。これは2009年以降に締結した租税条約（情報交換規定を含むOECDモデル型条約）に基づいて今後の増加が見込まれる情報交換要請に対応するためのものである。

(3) カントン 税 務 事 務 所 (Kantonales Steueramt)

連邦憲法において、連邦政府が独占的に権利を留保されている税目以外の税目を所管する。代表的な税目にカントン所得税（法人、個人）、贈与税、相続税、資産税等がある。また、連邦所得税（法人、個人）の調査・徴収もカントンが連邦から委託を受けて行う。

3 税務申告方式

所得税（法人、個人）は賦課課税方式が採用されており、納税者の申告に基づき税務当局が賦課決定に係る査定書を通知することで、納付すべき税額が確定する。申告期限、申告期限延長などの詳細は、カントンにより異なる。

4 電子申告の状況

(1) 連邦所得税（個人）

カントンによって導入度合いが異なるが、各カントンは順次、連邦所得税（個人）から電子申告の導入を図っている。首都カントンベルンの場合、個人所得税のみ電子申告が可能であり、カントン税務局から送付される申告のお知らせに同封されている納税者個別番号、ID、パスワードを使用し、カントン税務局ウェブサイトログインの上、申告情報を入力する。入力終了後、署名書を出力の上、自筆署名したものを郵送でカントン税務局に送付して、電子申告のプロセスはすべて終了する。2011年の申告では、5万3千人(9.3%)

が電子申告を利用した。

(2) その他税目について

個人所得税以外の税目で電子申告は採用されておらず、現在、法人税申告については各カントン⁽⁵⁾で、付加価値税については連邦税務局で導入が検討されている。

5 権利救済制度の概要

(1) 異議申立て

納税者が調査結果に対して不服のあるときは、最終通知受領後、30日以内に調査を執行したカントン税務事務所に異議を申し立てることができる。また異議申立手続中であっても、課税当局は調査時と同様の権限を有するため、納税者にとって有利・不利関係なく調査内容の見直しや調整を行うことが可能である。実際には異議申立てが提出される前段階でこのような調査見直しや調整が行われており、異議申立段階ではもはや調査税務当局と納税者が議論することはあまりないと考えられている。

(2) 訴訟

異議申立てに係る決定に対して不服のある場合、納税者は、決定通知受領後30日以内にカントン行政裁判所に訴えることができる。さらにカントン行政裁判所の判決に不服がある場合、納税者は連邦行政裁判所へ訴えることができる。

6 事前照会制度 (Ruling) の概要

他のヨーロッパ諸国に見られるような確たる事前照会制度とは異なり、各カントンが納税者誘致のための非公式サービスの一環、行政上の慣行として、優遇税制の適用をはじめとしたあらゆる事前照会に、積極的に応じている。優遇税制の適用に関しては、大手会計事務所等が各国のタックスヘイブン対策税制に抵触しないよう、慎重に申請をコントロールしながら、カントン税務事務所からのアドバイス、実質的には非公式ルーリングの取付けに成功している⁽⁶⁾。

スイスの税制

1 租税法規体系

スイスは主権を有する 26 のカントンから成り立っており、さらに約 2,550 の市町村が存在している。スイス連邦共和国の税制は、このような国の連邦構造を反映しており、連邦憲法は、カントンについて「その主権が連邦憲法によって制限されない限りで主権を有し、かつ、連邦権力に委ねられないすべての権利を主権者として行使する」(3 条)と規定している。他方で、連邦政府は、その責任が、外交、軍事、カントン間の紛争調整、市民の権利と通商の自由の保証、等に限定されている。つまり、連邦政府によって独占的に留保されている税目を除き、すべてのカントンは課税権を有しているのである。

各カントンが独自に課税権を有することから、統一された地方税法が存在せず、スイスの税制度については「スイスにおける税制を語ることは、ほとんど言葉の乱用でしかない。というのは、税制度についての考え方を裏付けている全体の論旨が欠如しているかのようと思われるからである」¹⁾「スイスの税体系は、極端な寄せ集めという特徴で際立っている」等と学者や実務家から指摘されている。

また、連邦税法、カントン税法ともに条文の数が少なく、条文自体に解釈の余地が多いため、納税者誘致に熱心なカントンほど当局と納税者間での税法解釈をめぐる柔軟性は高い傾向にある²⁾。

2 各税目の概要³⁾

(1) 個人への課税

イ 個人所得税 (Einkommensteuer)

課税対象

スイス国内に長期又は一時居住する個人には、連邦とカントン及び市町村レベルでの納税義務がある。一時居住とは、スイス国内で最低 30 日間就業又は就業せず 90 日間以上滞在することを指す。

夫婦の所得は、合算して家族課税の原則

に従って課税される。扶養未成年者の所得は成人の所得に加算されるが、未成年でも就業している場合、所得は別途課税される。

課税所得

スイスに居住する個人は、全世界所得に対して納税義務がある。しかしながら、国外で行う事業の所得、国外にある恒久的施設及び不動産を源泉とする所得は非課税であり、累進課税制度の適用税率を決定する際にのみ考慮される。全世界所得には、給与所得、自由業所得、失業手当、年金、その他補助金、動産及び不動産を源泉とする所得が含まれる。

相続、贈与、夫婦財産権、民間又は公共の財源からの補助金など、ある特定の種類の所得は非課税である。また、通勤交通費、社会保険料、特定の貯蓄プランに預金した額などを必要経費として控除することができる。加えて、子女、保険料、共働き夫婦に対する追加控除を請求することもできるが、控除の上限はカントンにより異なる。借入金、住宅ローンなどの支払利息は、動産及び不動産を源泉とした所得に 50,000 スイスフランを加算した額を上限に控除が可能である。

税率は累進課税制度に基づき、連邦レベルでの最高税率は 11.5% である。カントンは独自の税率を設定することができるので、最高税率は各カントンでかなりの差がある (12% ~ 30%)。

キャピタルゲイン

私有目的、事業目的の動産、不動産のいずれを源泉としたキャピタルゲインかによって課税方法は異なる。私有財産の売却に伴うキャピタルゲインは非課税である一方、事業目的の動産の売却に伴うキャピタルゲインは通常の所得とみなされる。

損失

事業目的の動産・不動産のキャピタルロスは損金算入することができ、7 年間の繰

越しが可能である。

□ 財産税 (Vermögenssteuer)

カントン税法に従い、カントン及び市町村レベルでのみ課税される。課税所得は不動産・動産を含めた総資産で、証券、銀行預金、生命保険の償還額、自動車なども含む。また、所得を生み出していない資産も課税対象となる。

ハ 海外駐在員税制

特徴

駐在員とは、スイスに一時的に出向している国外からの管理職及び特定分野の専門家のことを指し、駐在期間は契約上、最長5年に限定されている必要がある。駐在員は、スイス国内での滞在によって生じた経費について、控除を申請することができる。

控除対象費用

駐在員が負担する費用で、控除可能なものには、スイスとの間の往復旅費を含む引越費用、国外に住居を有している場合のスイスにおける居住費、公立学校がふさわしい教育条件を整えていない場合の、未成年の子女が通う私立学校の学費がある。

二 越境通勤者

特徴

越境通勤者とは、スイス国外（オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、リヒテンシュタインなど）に居住し、スイス国内で勤務し、毎日、居住地から通勤する者を指す。彼らは、為替レートの高いスイスフランで給料をもらい、日常生活はユーロ圏で行う一方で、スイスにとっても国内の労働力不足を解消する人材としてさまざまな分野で活躍をしている。

課税制度

越境通勤者に対するスイスでの課税は、勤務地や居住国によって異なる。例えば、瑞独租税条約は、課税権を二国間で共有することを定めており、勤務地では越境通勤者のグロス給与の一律 4.5% が源泉徴収さ

れる。越境勤務者が国外の居住地に戻らない日が年間 60 営業日を越えた場合、越境通勤者としての税務上の資格を喪失する。

ホ 一括税 (Pauschalbesteuerung)

特徴

連邦税法及びカントン税法は、一括税と呼ばれる特別な納税方法を規定している。国内に居住する一括税の対象者は、全世界所得や資産をベースとした課税ではなく、国内の支出や生活費に基づいて課税される。

対象者

一括税の適用申請資格を有する納税者とは、初めて又は 10 年以上不在後に一時的又は長期で国内に居住するが国内で就業していない者を指す。一括税の適用期間は、スイス国民は原則として最長 1 年間、外国人は条件を満たしていれば無期限に適用可能である。当該税制は、スイスで働く意思はないが、十分な経済力を持った個人を対象にしている。

課税ベース

課税ベースは国内外で納税者が負担した費用をもとに年ベースで算出されるが、納税者自身の費用のみならず、スイスに居住している配偶者、扶養未成年の費用も考慮する。原則として、費用とみなされるものは食料、衣服、住居、教育、娯楽、その他生活に必要な費用である。算出方法は、居住を希望するカントンの管轄税務署によって決定されるが、最低ベースは賃貸の場合は家賃の 5 倍以上、持ち家の場合は帰属所得の 5 倍以上若しくは納税者がホテル等の宿泊施設に滞在している場合には、年間宿泊費の 2 倍でなければならない。また、納税者が複数の物件を保有又は賃借している場合には、最高額のものを基準とする。

ヘ 相続税と贈与税 (Erbschafts- und Schenkungssteuer)

相続税と贈与税はカントン間で調和されておらず、各カントンは自由に課税するこ

とができ、両税法はカントンで大きく異なる。カントンシュヴィーツを除く全てのカントンは相続税及び贈与税を課しており、原則として、被相続人又は贈与者が居住者であったカントン、不動産の場合は不動産所在地のカントンの課税権がある。

相続税、贈与税のほとんどが累進税率で、原則として被相続人又は贈与者と受領者の関係及び受領額をベースに決まる。全カントンは夫婦間の相続と贈与を非課税にしており、多くのカントンでは親子間の相続も非課税としている。

(2) 法人への課税

イ 法人税(連邦レベル)(Einkommensteuer für Kapitalgesellschaften)

連邦レベルでは、株式会社及び協同組合の税引後利益に対して、一律 8.5%の法人税が課される。協会、財団などその他の法人及び投資信託については、一律 4.25%の法人税が課され、連邦レベルでは資産税は課されない。

課税対象組織

課税対象となる組織は、スイスに所在する法人、すなわち株式会社、有限責任会社、合名会社、協同組合、財団、不動産を直接保有する投資信託等である。また、パートナーシップのパートナーは、個人レベルで課税される。登記上の本社がスイスに置かれている場合、また、スイス国内で経営の意思決定が実質的に行われている場合、これらの法人はスイスに所在しているとみなされる。

課税所得

スイス国内に所在する法人については、全世界所得が課税対象になる。ただし、スイス国外の恒久的施設又は不動産に帰属する所得は、除外される。これらの所得は、通常、課税所得の計算には含まれないが、累進課税方式を採用しているカントン税の計算の際には計算に含まれる。

国内に所在しない法人については、スイス国内源泉所得、すなわちスイス国内における事業、恒久的施設及び不動産を源泉とする所得やキャピタルゲインのみ課税される。

原則として、スイス国内法人の財務諸表上の利益、また、国外法人のスイス国内支店の財務諸表上の利益が課税所得の計算のベースとなる。税務調整項目の代表的なものには配当収益及びキャピタルゲインの資本参加免税、繰越欠損金の利用(繰越期間は7年)がある。一般的に損金算入できるものは、減価償却費、税金、支払利息、管理・サービス手数料、ロイヤルティ等である。管理・サービス手数料及びロイヤルティは独立企業間価格であることが損金算入の条件となる。

過少資本税制

スイスにおける過少資本税制は、関連会社からの借入金に適用され、第三者からの借入金には適用されない。税法上、資本は一定の自己資本比率を維持しなければならないと定められており、税務当局が規定する率に従って算出された一定の基準を超える関連会社からの借入金は、自己資本に再分類ないしは課税資本に加えられ、カントン、地方での資本税が課される。しかし、特例として、借入・資本比率が適切であると証明された場合は除かれる。

借入金利息の損金算入については、関連会社からの借入金に過少資本認定基準の金利を乗じて決められる。基準額を超える関連会社借入金に対する利息の支払は、損金不算入及び隠れた利益分配とみなされ、源泉徴収の対象となる。

グループ組織再編

グループ組織再編は、税務及び法律上の観点から、再編及び合併を規定する合併法に準拠する。一定の条件を満たし、資産が国内にとどまり、資産及び負債の簿価が変

動しなければ、非課税で組織再編を行うことができる。

ロ 法人税（カントン及び地方レベル）

カントン及び地方レベルの税制が調和された結果、大抵の税法は、連邦レベルの法人税と一致又は極めて類似している（資本参加を源泉とする所得税免除、繰越欠損金、過少資本税制等）。

○ 特別税制

すべてのカントン税法は特別税制を定めており、連邦税制調和法に規定されている条件を満たしている場合に適用することができる。

・ 持株会社

資産の3分の2が保有株式又は全所得の3分の2が保有株式や資本参加による所得である持株会社は、すべてのカントン及び地方での法人税が免除される。

・ ミックスカンパニー

ミックスカンパニーは国内で小規模の営業活動を行うことが許可されており、原則として、営業活動からの所得の少なくとも80%がスイス国外源泉所得であることが要件となる。すなわち営業活動からの所得の20%を上限にスイスでの活動が認められ、これらの法人には、優遇税制が適用される。

ハ 資本税

資本税は、カントンレベルで課税され、法人の純資本（資本金、資本剰余金、法定準備金、その他積立金及び繰越利益剰余金）に、税務上損金不算入とされた引当金、その他未開示の積立金、過少資本税制において資本の特徴を有するとされた借入金を加えたものが課税ベースとなる。

二 優遇税制

上記「ロ 特別税制」の他に、連邦とカントンレベルの双方において優遇税制が別途設けられているが、連邦レベルの優遇税制は、特定の地域においてのみ適用される。

優遇税制の結果、連邦とカントンを合わせた法人税率が欧州諸国より格段に低く設定されているため⁽⁹⁾、納税者の納税インセンティブの獲得に成功している。

連邦レベル

連邦政府は、企業の集中度が低い地域又は経済力が弱い地域に優遇措置を設けており、このような地域では、10年を上限に連邦法人税の一部免除又は全額免除が行われる。

また、製造に関する雇用の創出、既存のビジネスと競合しないなど、一定の条件を満たす投資プロジェクトにも、優遇措置が適用される。

カントンレベル

ほとんどのカントンは、設立後10年を上限に、カントン税の一部又は全額を免除している。特に新たな事業の創出や、カントンにとって明確な経済的重要性があるとされる拡大事業については、優遇措置が採られる。

(3) 付加価値税（Mehrwertsteuer）

スイスはEU加盟国ではないが、第6次EU VAT 指令（「付加価値税に関する加盟国間の法令の調和に関する第6次理事会指令」）に倣い、前段階控除を認める、非累積かつ段階的に徴税される税として設計された。したがって、スイスのVATは、連邦間接税として大半の物品及び役務に課税され、生産から販売までの各段階で徴収される。

イ 納税義務者

個人又は法人、組織、パートナーシップ、法的能力を持たない協会、機関等で、事業を運営し、スイスにおける課税売上が年間100,000スイスフラン以上の場合、付加価値税の納付義務が生じる。年間の課税売上が100,000スイスフラン未満（スポーツクラブ及び非営利団体の場合は150,000スイスフラン未満）の場合、納税義務は生じないが、納税義務の免除を放棄することでも

きる。納税者はスイス連邦税務局での付加価値税登録を経て、6桁のVAT登録番号を得る。なお、2013年12月31日より後は、法人登記の際に使用する企業ID番号と統合される予定である。

ロ 課税対象となる物品及び役務の提供

付加価値税は、スイスにおける納品、スイスにおける役務の提供、スイス国外に登記されている事務所を持つ事業者からの年間10,000スイスフラン以上の役務の輸入及び特定の物品の輸送、物品の輸入に課される。

国外に提供される特定の役務並びに物品の輸出及び国外への輸送には付加価値税は課されないが、又は税率0%が課され、前段階税が還付される。付加価値税法上の物品の輸送には、機械のメンテナンス、物品の賃貸又はリース、電力取引、物品の供給とみなされる多数の事業取引が含まれる。

ハ 課税売上

物品及び役務の提供に対する課税ベースは、合意又は回収された対価（現金又は現物）の総額で、物品・役務の購入時に支払った税額を控除できる。

二 税率

標準税率は8%であり、ホテル等の宿泊サービス代金には3.8%が適用される。生活必需品の一部である物品・役務の提供として、水、食品、ノンアルコール飲料、食肉、魚、穀物、書籍、新聞及び非営利目的のテレビ・ラジオ放送には軽減税率2.5%が適用される。

年間売上高が5,020,000スイスフラン未満、かつ、年間納税額が109,000スイスフラン以下の小規模事業者に対しては、簡素化された付加価値税の申告手続がある。該当する小規模事業者は、標準税率よりも低い軽減税率を適用することができる。当該申告手続は、最低1年間継続して使用する必要があり、通常の四半期ごとの申告に代

わり、年2回の申告で済む。

ホ 免税

付加価値税法では、非課税売上と免税売上を区別しており、いずれの場合も付加価値税は課されないが、前段階税の控除の可否という点において区別される。

非課税売上の場合、非課税売上を生み出す際に課される税金から前段階税の控除はできない。非課税の対象となる事業には、ヘルスケアセンター、教育、文化、スポーツ行事、社会保障、銀行及び保険事業、不動産の賃貸及び売却、賭博並びに宝くじが含まれる。しかし、上記の事業（銀行及び保険事業を除く）を営む事業者は、自発的に納税を選択することができる。

一方、免税売上は、売上を生み出す際に課される税金から前段階税を控除することができる。

ヘ 前段階税控除

付加価値税の登録を行った事業者は、課税対象となる物品・役務の提供時に課される売上税から、課税対象となる物品・役務の購入時に課される前段階税を控除した付加価値税を納税する。

ト 輸出

輸出品のみならず、スイス国外に居住する者に提供された特定の役務は、付加価値税が免除される。スイスの付加価値税法は、役務の供給者の居住地で課税される役務及び特定規定が適用される役務（不動産、ホテル・レストランに関連するサービス、文化・スポーツ・芸術に関連するサービス、旅客輸送など）を規定している。国外の者に提供されるが、付加価値税法に規定されていないその他の役務については、「供給地は受領者の居住地」という包括規定が適用され、スイスの付加価値税の課税対象外となる。

こうした役務の提供による売上が付加価値税免除売上として取り扱われるために

は、付加価値税法で定められた形式的要件を満たす請求書や契約書等の証票が必要となる。また、同様の要件は輸出にも当てはまり、課税免除のためには、税関の輸出許可証も必要になる。

(4) 国際課税

イ 移転価格税制

概要

スイスは、税法上、直接的に独立企業間価格について定めておらず、関連者間の移転価格問題についても定めていない。連邦直接税法 58 条及び連邦カントン間調整税法 24 条において、「関連者間取引を行う企業の取引価格は、コストに合理的な利益を乗せた市場価格であるべきである」と定められているのみで、ほかはすべて OECD ガイドラインに準拠している。1997 年 4 月に連邦政府より各カントんに OECD ガイドラインに従う旨の通達が制定された。

対象取引及び関連会社の範囲

実質的支配関係にある会社間で行われる、国境を越えた取引。

算定方法

OECD ガイドラインで提唱されている基本 3 法（独立価格基準（CUP）法、再販売価格基準（RP）法及び原価基準（CP）法）と、利益分割（PS）法及び取引単位営業利益（TNMM）法が採用されている。

文書化規定

移転価格に特化した文書化規定は、存在しない。連邦直接税法 126 条において一般的規定として、納税者が備え付けるべき帳簿が定められているのみである。

ロ 租税条約

概要

国内外における二重課税を最小限に抑えるため、スイスは先進国を含め、多数の国と、直接所得税に関する租税条約を締結している。これら租税条約の大半は、所得又は資産に課税する場合の定義及び二重課税

の排除を示す OECD モデル条約の原則に則っている。特定の所得（配当金、利子及び使用料）については、所得源泉地国と受領国の両国に課税権があるが、租税条約により所得源泉地国の課税権が制限され、所得源泉地国で支払った税額を受領者の居住国で支払うべき税額から外国税額控除として控除することができる。現在まで、70 以上の租税条約が締結されている。

情報交換規定

・ 導入の経緯

2009 年 4 月 2 日、OECD は、税に関する情報交換の国際基準（OECD モデル条約 26 条に対する各国、地域のスタンスを評価したリスト）を公表し、スイスは同基準の受入れを表明しているものの、その取組が不十分な国であるとしてスイスをグレーリストに掲載した。

当該グレーリストには、スイスをはじめとして、欧州ではベルギー、ルクセンブルグ及びオーストリア、アジアではシンガポール、中南米ではカリブ諸国など 38 カ国・地域が掲載された。他方、ブラックリストには、コスタリカ、マレーシア、フィリピン、ウルグアイの 4 カ国が掲載された。

その後、ブラックリストの 4 カ国は、今後 1 年間で法律を改正し、脱税の疑いのある口座の情報開示を可能にすることを表明したため、全てグレーリストへと移行することとなり、また、スイスを始めとした当初グレーリスト掲載国も OECD モデル型の条約を多数国と締結したことで、同年 9 月にグレーリストから外れることとなった。

・ 影響

2005 年の OECD モデル条約の改定では、26 条 5 項において、金融機関が保有する情報であるというだけの理由で、加盟国は情報の提供を拒んではならない旨

が明記された。当初、スイスは国内法上、自由刑に服する詐欺行為があったといえる場合を除いて、単純虚偽記載の場合は情報交換に応じないという立場を採り、同規定を留保していたため、上記グレーリストに掲載されることとなった。この背景は、スイスでは他の主要国と異なり、脱税に関して、それが意図的なものであるか否かでその取扱いを明確に区分しているところにある。書類の偽造は、刑事罰の対象になり、銀行の顧客情報は保護の対象にはならないが、他方、申告忘れや申告漏れは、罰金などの行政罰しか科されず、銀行顧客情報は保護されるのである。

今回の OECD 基準の受入れにより、他国の税務当局が個々の案件について、具体的な理由をもって銀行顧客の情報開示を要求した場合、それが申告忘れや申告漏れであった場合でも、要求に答えることを意味している。

- ・ 日瑞租税条約

日本 - スイス間条約は 1971 年に締結されたが、効力が生じてから 40 年が経過していること、配当、利子及び使用料の源泉地国課税の限界税率が高めのものであったこと並びに日本にとっては情報交換規定を欠いた唯一の条約であったことから、国際標準に基づく条約の締結が望まれていた。このような背景から、2008 年 11 月に政府間交渉が開始され、2009 年 6 月に改定議定書が基本合意され、2010 年 5 月にスイスの首都ベルンにて署名が行われ、2011 年 4 月、第 177 回国会において承認された。

- ・ 国内規定

OECD モデル条約型の租税条約を多数締結したスイスは、情報交換規定に対応するため、連邦国際税務行政共助法 (Tax Administrative Assistance Act ;

TAAA vom 28. September 2012) を 2012 年 9 月に制定した。同法は 2013 年 1 月 17 日に国民投票発議⁽¹⁰⁾の発議期限を経過したことから、同日、法律としての実効性を得て、同年 2 月 1 日からの施行が確定した。同法は国際的行政共助についての一般的な規則を定めたもので、不正に入手された情報は情報交換の対象としないことや、情報交換要請の手順等が定められている。

- ・ 執行共助条約 (Internationale Rechtshilfe in Steuern) に基づく情報交換

租税条約に基づく情報交換規定とは別に、犯罪の証拠がある場合には、執行共助条約に基づく情報交換要請に応じている⁽¹¹⁾。

- ・ 自動的情報交換をめぐる状況

2013 年に発生したタックスヘイブンとされるキプロスの財政破綻危機や、国際調査報道ジャーナリスト協会 (ICIJ : International Consortium of Investigative Journalists) が発表したオフショア資金に関するリーク情報⁽¹²⁾により、国際的な租税回避に対する批判がより一層高まる中、2013 年 4 月、ルクセンブルグが 2015 年 1 月から EU との自動的情報交換を行うことを宣言した。これにより EU 内で自動的情報交換規定を採用していない国はオーストリアのみとなり、非 EU 国ではあるものの、かねてより国内銀行の機密性を EU から強く批判されていたスイスに対する自動的情報交換を求める圧力も日増しに強くなっている。

スイスはこれまで銀行機密性を否定することになる自動的情報交換はスイス人のプライバシー権を侵害するものとして拒否してきたが、最近では国際的な批判の強まりを受け、「自動的情報交換もやむ

無し」とする世論が登場し始めている。

【表 6 スイスの租税条約締結国一覧⁽¹³⁾】

OECD モデル型条約

施行中条約		
オーストリア	日本	ロシア
カナダ	ルクセンブルグ	シンガポール
台湾	マルタ共和国	スロヴァキア
デンマーク	メキシコ	スペイン
フィンランド	オランダ	スウェーデン
フランス	ノルウェー	トルコ
ドイツ	カタール	UAE
ギリシャ	ポーランド	イギリス
香港	韓国	ウルグアイ
インド	ルーマニア	
議会承認済条約国		
カザフスタン	アメリカ	
署名済国		
ブルガリア	ペルー	スロヴェニア
チェコ	ポルトガル	トルクメニスタン
アイルランド		
仮調印済国		
オーストラリア	ハンガリー	中国
コロンビア	オマーン	

旧（非 OECD モデル型）条約締結国

施行中条約		
アルバニア	インドネシア	モロッコ
アルジェリア	イラン	ニュージーランド
アルメニア	イスラエル	パキスタン
アゼルバイジャン	イタリア	フィリピン
バングラディシュ	ジャマイカ	セルビア
ベラルーシ	クウェート	南アフリカ
ベルギー	キルギスタン	スリランカ
チリ	ラトビア	タジキスタン
コートジボアール	リヒテンシュタイン	タイ
クロアチア	リトアニア	トリニダード・ドバゴ
エクアドル	マケドニア	チュニジア
エジプト	マレーシア	ウクライナ

二国間条約

2012 年、欧州委員会からの銀行守秘義務をはじめとした租税問題に関する非協力体制の批判を回避するため、スイス政府は二国間租税条約（通称「ルビク条約」）をドイツ、イギリス及びオーストリアと締結した。当該条約は、スイスに未申告の銀行口座を保有する顧客に対し、1 度限りの未申告所得に係るみなし課税を行い、以降は口座の利息収入のみを源泉徴収することで、口座保有者の匿名性は保持されるというものである。ドイツにおいては当該条約を一旦は締結したものの、国内議会の承認が得られず、施行されないこととなった。

FATCA

・ 概要

2013 年 1 月より米国において施行された米国の外国口座コンプライアンス法（FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act）で、米国人による外国金融機関の口座を利用した脱税の防止を目的とし、各国の金融機関に米国人に係る口座情報の提供を求めるものことという。スイスは、いわゆるモデル 2 と呼ばれる手法の採用を米国間との協定で取り決めており、その特徴はスイスの金融機関における米国民口座については、口座保有者の同意のある場合は金融機関から米国内国歳入庁（IRS）に対し直接報告され、同意が得られない場合には情報は自動的に交換されず、瑞米租税条約におけるグループ要請⁽¹⁴⁾を通じた政府間共助の枠組みで報告される。

・ 現状

2013 年 2 月 14 日、FATCA 合意書は、スイス米国両国により署名が行われた。当該合意書の内容は、スイスの金融機関に対し、下記の簡素化をもたらすものである。今後、議会の承認及び国民審査が発議された場合は国民審査の同意が得ら

れれば、施行されることになる。

社会保障、プライベートファンド、退職年金ファンド及び損害保険は、FATCA 適用が免除される。

一定の要件を満たす集団投資ヴィークル及び地域顧客を主とする金融機関は、登録義務のみ課される。

上記以外の金融機関が遵守すべき米国顧客特定のためのデューデリジェンス義務については、事務負担が軽減される方向で決定される。

(5) 源泉所得税（Verrechnungssteuer）

イ 概要

連邦税として、スイス法人の配当金のグロス額、スイスで発行された債券及び類似の債券を源泉とする所得、スイスの投資ファンドによる特定の収益分配、スイスの銀行預金の受取利子、宝くじの賞金並びに保険給付金が課税対象となる。

利益分配を行った債務者に納税義務があり、受領者に源泉税の全額又は一部が還付されるかにかかわらず、源泉徴収が義務付けられている。納税者が所得税申告を適正に申告した場合に限り、還付される。納税者がスイス法人の場合には源泉税は還付され、個人の場合には所得税申告書において納税額から控除される。

ロ 税率（国内）

配当には、35%の源泉税が課される。配当金にはみなし配当、債券及び債券型貸付金の支払利子並びに銀行や類似の金融機関からノンバンクへの支払利子も含むが、通常の法人貸付契約に関連する支払利子は、条件を満たせば源泉税の対象から除外される。また、個人又は法人が支払うロイヤリティ等の使用料は、独立企業間価格であれば、源泉税の対象外とされる。

ハ 租税条約に基づく税率

大抵の租税条約は、配当に課される税率 35%の軽減税率を定めている。通常、ポー

トフォリオ投資家への配当には15%、会社の所有者(最低20 - 25%の株式保有)への配当には0%、5%又は10%の軽減税率が適用される。また、利子についても大半の租税条約は、軽減税率を規定している。

二 スイス - EU 協定

スイスと欧州連合(EU)は、7項目から成るこれまでの第1次スイス - EU協定⁽¹⁵⁾に次いで、2004年5月に8項目から成る第2次スイス - EU協定⁽¹⁶⁾を締結した。

この協定の1項目目が貯蓄課税協定であり、EU貯蓄課税指令と同様の規定を持っている。当該協定の締結に際しては、スイスの同意を得るために、当時施行されていたEU親子会社指令及びEU利子・ロイヤルティ指令とほぼ同じ条文が盛り込まれた。このため、スイスは事実上、各EU指令を適用していると言えるが、今後のEU指令の改定が自動的にスイスに適用されるわけではない。

当該貯蓄協定により、最低保有株式、保有期間などの諸条件を満たす場合は、スイスとEU間における配当、ロイヤルティ及び利子は源泉税の対象外となる。不正行為や虚偽行為があった場合は、EU貯蓄指令と同様に、源泉非課税の適用が却下される

ことがある。これは、虚偽行為や不正行為の防止のため、国内規定及び協定規定の適用において、スイスと各EU加盟国双方より、貯蓄課税協定の留保が明記されているためである。

(6) カントン間の納税者誘致競争

イ 問題の所在

カントン税に係る権限をカントン自身に有しており、また、直接民主主義が高度に確立しているため政策決定には住民の意向が強く反映されることから、経済成長促進のための減税政策競争がカントン間で活発に行われている。

ロ 影響

カントンジュネーブの発表によると、同カントンで税制優遇措置を受けている企業は945社(スイス全体で2万3,500社⁽¹⁷⁾)あり、それ以外にもこうした企業の子会社136社が存在している。これらの企業が年間5億7,600万フランの税金を同カントンに納付している。

ローザンヌ大学の研究によれば、こうした企業は雇用を創出したり、他企業の業務を受託したりすることでカントンの経済にも貢献しており、その経済効果は約37億フランと推定されている。

【表7 カントン及び連邦法人税率一覧(2010年)⁽¹⁸⁾】

カントン	税率	カントン / 連邦	税率
チューリッヒ	8.00%	アッペンツェル I	8.00%-11.30%
ルツェルン	3.00%	ザンクトガレン	3.75%
ウーリ	4.70%	グラウビュンデン	5.50%
シュヴィーツ	2.25%	トゥールガウ	4.00%
オブヴァルデン	6.00%	ティチーノ	9.00%
ニトヴァルデン	9.00%	ヴォー	9.50%
グラールス	9.00%	ジュネーブ	10.00%
シャフハウゼン	5.00%	ジュラ	4.00%
アッペンツェル R	6.00%	連邦	8.50%

カントン	税率（可変税率）
ベルン	1.55%（所得の 20.00%と 10,000 フランの少ない方まで） 3.10%（以降所得 50,000 フラン分） 4.60%（残り所得）
ツーク	4.00%（所得金額 100,000 フランまで） 6.50%（残り所得）
フリブール	9.50%（所得金額 50,000 フランまで） 4.75%（以降所得 25,000 フラン分） 14.25%（以降所得 25,000 フラン分）
ゾロトゥルン	5.00%（所得金額 100,000 フランまで） 9.00%（残り所得）
バーゼル・シュタット	9.00% + 課税資産に対する課税所得割合
バーゼル・ラント	6.00%（所得金額 100,000 フランまで） 12.00%（残り所得）
アールガウ	6.00%（所得金額 150,000 フランまで） 9.00%（残り所得）
ヴァレー	3.00%（所得金額 10,000 フランまで） 9.50%（残り所得）
ヌーシャテル	6.00%（所得金額 10,000 フランまで） 10.00%（以降所得 10,000 フラン分） 12.00%（以降所得 20,000 フラン分） 10.00%（残り所得）

一方で、低税率は、人口の急増を低税率のカントンにもたらしており、カントンシュビーツの人口は 30 年間で約 50%増加し、同時に住宅価格、保険料の高騰、交通渋滞等の社会問題をも引き起している。また、中央スイスのカントンでは、1972 年からの人口は 40%増加しているが、人口が増加しているにもかかわらず、2013 年の公共预算が赤字に陥るカントンも存在しており、その原因の一つとして税率引下げによる減収や、財政機能の拡大が指摘されている⁽¹⁹⁾。

八 EU からの圧力

スイスにおける企業向けの優遇税制⁽²⁰⁾をめぐり、EU との間で対立⁽²¹⁾が起きているが、これらの問題は、巨額の減収を危惧

するスイスの各カントンにも波及している。現在、スイスでは持株会社がスイス国外で得た収入に対しては各カントンが優遇税制を設けており、一方、EU では EU 圏で生じた利益に対しては別々の税率を設定している現在のスイスの制度を撤廃したいという思惑がある。

二 カントンの対応

2011 年、カントンヌーシャテルは、EU からの批判等をかわす目的で、持株会社への優遇税制を廃止し、その代わりにカントン法人税率自体を半分に引き下げることとして、国際的な競争力を維持することとした⁽²²⁾。また、カントンルッツェルンも優遇税制措置を有する近隣カントンに対応するため、法人税率を半額とする等の税制改正

を 2005 年以降行ってきた。しかし、財政赤字や人口の急増がもたらした社会問題等に対する反発から 2012 年 12 月、ルツェルン市は住民投票により 3 % の税率引上げを承認した⁽²³⁾。

(7) カントン間二重課税 (Interkantonal Steuerrecht)

カントンが独自に税制度を有するため、カントンをまたがって行われる経済取引に対して、カントン間での二重課税が発生する場合がある。二重課税の解決方法としては、連邦憲法 46 条 2 項に基づいて連邦裁判所が提示する基本的な諸規則 (Grundsatz) によって排除されることとなっている。具体的には、国際的二重課税の回避方法としての免除方式と同様の方法が連邦裁判所の判例に各ケースに応じて示されており、当該判例に基づいて二重課税を解決する。

(8) 財政調整制度 (Finanzausgleich)

連邦制度は、カントン間での高度に分限化された財政制度を生み出している一方で、地域間の経済力や財政力の格差も生みだしている。高い経済力を背景に税率を低く抑え、企業を呼び込むことが可能なカントンと、主な産業基盤を持たない山間部との税収格差を埋めるため、連邦補助金と分与税が連邦政府より配賦される。当該制度によりすべてのカントんに十分な公共財の供給に必要な財源を提供することができるが、支払側となる富めるカントンからは不満が続出している⁽²⁴⁾。

(9) 更正の期間制限及び罰則等

イ 更正の期間制限

連邦税に係る更正の期間制限は、課税期間終了時から 15 年⁽²⁵⁾である。

ロ 罰則

「単純脱税」(Steuerhinterziehung) と「租税詐欺」(Steuerbetrug) の違い

スイスは国内法で所得や資産の過少申告や無申告による「単純脱税」(Steuerhinterziehung)と、書類偽造などを

伴う積極的な「租税詐欺」(Steuerbetrug) を区別している⁽²⁶⁾。

Steuerhinterziehung⁽²⁷⁾ (単純脱税)

納税者が税務申告や必要書類の提出、その他必要とされる税務上の義務を履行しなかった場合は、回避税額の 30% から最大で 300% の罰金が科される。

Steuerhinterziehung の典型例としては、無申告、一部取引の申告漏れ又は納税者の怠慢により、税務当局が適正に税額を算出できない場合とされている。

Steuerbetrug⁽²⁸⁾ (租税詐欺)

租税を回避する目的で会計記録、財務諸表等に係る虚偽及び水増しした情報や書類を用いた納税者の行為は、Tax fraud とされる。連邦犯則法が適用され、禁固若しくは 30,000 フランの罰金が科される。

(10) タックス・アムネ스티制度 (Mini-Steueramnestie)

租税特赦である現行の当該制度は、2008 年にスイスの議会で可決され、2010 年 1 月以降施行されている。具体的には、自己申告によって脱税の罰金を免れるというものである。通常は単純脱税が発覚すると、その脱税額の 30% から 300% にあたる罰金が科されるところ、自己申告をすれば、初回の場合の罰金が免除される。2 度目以降はこれまでどおり罰金が科される。また、遺産相続の際に、被相続人が脱税していたことが、遺産相続後に分かった場合、通常、過去 10 年分の追徴課税が行われるところ、相続人が自己申告すれば追徴課税を過去 3 年分だけとするものとなっている。

【表 8 タックス・アムネスティによる自己申告件数⁽²⁹⁾】

年 度	2010	2011	2012	計
件 数	3,320	4,247	2,151	9,718

おわりに

スイスは各カントンの連合から連邦制へと移行した国の成り立ちを背景に、各カントン及び各市町村内での住民自治が徹底されており、高い納税意識、コンプライアンス及び相互監視の慣習が実現されている。また、カントン税に係る権限はカントン自身が有しており、直接民主主義が高度に確立しているため、政策決定には住民の意向が強く反映されることから、経済成長促進のための減税政策競争がカントン間で活発に行われている。

連邦政府は、納税を含む権限の大半をカントンの委託することで、適度にカントン間の納税者誘致競争を促しながら、同時に財政調整制度やカントン間二重課税の調整などでカントン間の衝突をフォローし、全体としての税収の増加を目指している。

昨今の海外からの銀行機密性に対する批判や各カントンが独自に行う優遇税制に対する批判に対しては、OECD モデル型租税条約や二国間源泉徴収条約の締結、銀行機密性だけではなく金融マーケットの安定性、マネーロンダリング対策等への努力⁽³⁰⁾をアピールすることで、これら批判を回避しようとしている。

2012 年 6 月に筆者がスイスに入国した当初は、筆者の任期中にスイスが自動的情報交換規定を受け入れるようなことは、殊更に個人のプライバシーを尊重する国民性からいって、ありえないと認識していた。その後、年が明け 2013 年、スイスは銀行機密性に対する大きなポリシー転換となるアメリカとの FATCA 協定に署名を行った。さらに、EU 租税委員会、G20 からの自動的情報交換規定採用への圧力は日々強まり、2013 年度中にも自動的情報交換規定の受入れもあり得るのではという感触を得るようになった。さらにその後、2013 年 4 月、ルクセンブルグが自動的情報交換規定の受入れを表明し、EU 加盟国で自動的情報交換規定を採用していない最後

の国となるオーストリアも今後の対応について EU との交渉の用意があるという報道がなされ、スイスにおいても、いよいよここ 2、3 ヶ月以内に大きな変化が現れるのではないかという空気を感じている。その証拠に、当原稿を執筆中の 2013 年 5 月現在、ドイツ語で自動的情報交換を意味する Automatischen Informationsaustausch (AIA) という文言が連日のように新聞報道されるようになってきている。ただし、どのような外圧を契機としても、国民が一定数の署名を集めることで国民投票を行い、その結果、議会の議決を覆すことができる直接民主制を持つスイス国民が EU への迎合を行うのか、独自の道を進むのかは不明である。過去、2 度にわたる国民投票で欧州経済領域 (EEA) や EU への加盟を拒否した時のように。

(1) Statistical data Publick finances 2012 より作成。

(2) Statistical data Publick finances 2012 より作成。

(3) Statistical data Publick finances 2012 より作成。

(4) <http://www.estv.admin.ch/org/01257/01262/index.html?lang=de>

(5) カントンベルンでは 2013 年分申告からの導入を目指す。カントンチューリッヒでは電子署名方式の採用について検討されているが、導入時期は未定。

(6) ルーリングの対象は優遇税制の適用可否から従業員の経済的利益の範囲まで幅広く行われ、税理士等の代理人が経験則に基づいて「この程度ならば税務上妥当であろう」という見解を示した伺い書を作成する。ルーリングが認められれば、当局担当者の承認の証として伺い書にスタンプが押印される。

(7) 公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語で、公用文は大抵がドイツ語がフランス語で記載されている。スイスの法律関係、公的機関の英文はあくまで翻訳文である

ため、英文を拠り所とする外国からの参入会社にとっては、条文解釈に際し、英文と公用語の間に微妙なニュアンスの差異が発生する場合があります。誘致に積極的なカントンには表面上の税率は高くても、これらの差異を納税者有利に解釈してくれるカントンや、税務交渉の柔軟性が非常に高いカントンが存在している。例えばカントンジュネーブは、カントン税率 10%、連邦税率 8.5%と表面上の税率は決して低くはないが、税務交渉の柔軟性が高いことで有名である。

- (8) Osec.(2012).Handbook for Investors-Business Location in Switzerland. 91-p.103.

- (9) 【欧州諸国の 2012 年法人税率 (OECD Tax Database) (単位: %)】

フランス	34.4	ベルギー	34.4
ドイツ	30.2	スペイン	30.0
ルクセンブルグ	28.8	イタリア	27.5
イギリス	26.0	オランダ	25.0
オーストリア	25.0	スイス	12~24
アイルランド	12.5	—	—

http://www.oecd.org/tax/taxpolicyanalysis/oecd-taxdatabase.htm#C_CorporateCapital

- (10) 国民が提案事案に対して直接投票することでその可否を決める国民投票制度。連邦憲法では、連邦議会が議決した法案の採決に際して、連邦議会決定または法律の公布後 3 ヶ月以内に 5 万人の署名を集めることで、その法案について国民が再審議を問うことができると定められている。

- (11) 当該条約の適用にあたっては両国での犯罪可能性が存在することが要件とされている。ただし、スイスは国内法で所得や資産の過少申告や無申告による「単純脱税」(Steuerhinterziehung)と、書類偽造などを伴う積極的な「租税詐欺」(Steuerbetrug)を区別しており、前者も租税犯罪の範疇と考える米国との間では、その認識の違いが UBS 事件で顕在化した。

- (12) 46 か国、86 人のジャーナリスト (ワシントンポスト、ガーディアン、BBC、ルモンドなど 30 以上のメディアが協力)による 250 万件のリーク文書調査によって、12 万のオフショア企業

(ペーパーカンパニー等)・ファンドと 13 万人のオフショア個人口座の情報が判明した。ICIJ が入手したリーク文書は、2010 年にウィキリークスがリークした米国政府文書の 160 倍に達する。

- (13) SIFWeb <http://www.sif.admin.ch/themen/00502/00740/index.html?lang=en> より作成。

- (14) 2010 年、税に関する情報交換の国際基準を定めた OECD モデル租税条約 26 条が改正され、税務当局が情報漁りでない限り、個人名を特定することなく、納税者グループに関する情報を要請できるとされた。現行の瑞米租税条約も当該規定を採用している。

- (15) スイスは欧州連合 (EU) や欧州自由貿易協定 (EFTA) に直接加盟するのではなく、セクター別に個別の協定を締結することで EU 法を取り込んできた。市場の参入障壁撤廃のために第 1 次二国間協定で調印された項目は、貿易上の技術的障害、公共調達、人の自由な移動、農業問題、研究関連、陸上輸送、航空輸送問題である。2002 年 6 月 1 日施行。

- (16) 利子課税 (財産貯蓄協定)、貿易上の技術的障害、公共調達、人の自由な移動、農業問題、研究関連、鉄道・道路・航空交通、シェンゲン協定の 8 項目から成る。

- (17) 連邦財務省によると、スイスには 2009 年現在で法人登録をしている企業数は 33 万 4,519 社あり、そのうち税制優遇措置を受けている企業は 2 万 3,524 社であった。こうした企業が連邦に直接支払った税金額は 2009 年で 38 億フランで、同年のスイス全法人税収 82 億フランの約半分に及んだ。2012 年 11 月 16 日付 SWISSINFO。

- (18) FTA. Federal, Cantonal and Communal Taxes Berne, 2011 より作成。

- (19) Bote der Urschweiz 紙がカントンシュヴィーツの住民に対して行ったアンケートによれば、4 年前までは 55% の住民が人口の増加を恩恵と捕らえていたのに対し、現在は 57% の住民が災害であると回答。2013 年 2 月 14 日付 SWISSINFO

- (20) スイスは 1990 年に連邦法人税法を改正。持株会社、混合会社、スイス籍の外国企業がスイス国外で得た収入に対し、カントンが独自に低州

税率を課することが認められた。

- (21) EU は 2005 年、「スイスの税制度は 1972 年に当時の欧州経済共同体（EEC）がスイスと締結した自由貿易協定に規定されている公平な競争の原理を傷つける」と批判。スイスは税制度改革に抵抗を示したものの、次第に EU と妥協していった。2008 年 12 月にはレターボックスカンパニーに該当する住所会社の租税特別措置を廃止、2009 年以降は持株会社に係る優遇税制措置の適用要件を順次厳格化している。

- (22) この方法がカントンヌーシャテルでうまくいったからといって、ほかのカントンでうまく行くとは限らず、持株会社や外国子会社を多く抱えるカントンでは逆に大きな減収となることが見込まれている。

カントングジュネーブの計算では、こうした措置を行った場合は短期的に 4 億 6,000 万フランの減収になるとしており、カントンチューリッヒで 8 億 5,000 万フラン、カントンバーゼル・シュタットでは 3 億 5,000 万フラン、カントンヴォーでは 3 億フランの減収が見込まれている。2012 年 11 月 16 日付 SWISSINFO。

- (23) 優遇税制を含む税制改正は高度な政治問題もはらんでおり、直ちに優遇税制の廃止が政治力を持つトレンドになるとは考えられていないが、住民自身の意思で減税政策にブレーキが掛けられたことは、スイスの各カントンに大きなインパクトを与えた。2013 年 2 月 14 日付 SWISSINFO。

- (24) 支払側となるカントンが不満を持つ一方で、受取側のカントンは「法人税率を低くして企業を誘致しているカントンは大半が大都市近郊カントンであるが、その大都市を抱えるのは別のカントンであり、大都市ゆえのインフラ整備などの財政負担が都市カントンは大きいため、財政援助を受けるのは当然である」と反論する。このような状況にエヴェリン・ヴィトマー・シュルンブ首相兼財務大臣は、各カントンは対立よりも協力をすべきとして、スイス国营放送を通じ、より客観的にこの問題を検討する必要があると発言した。2012 年 11 月 16 日付 SWISSINFO。

- (25) 連邦直接税法 120 条。

- (26) いわゆる脱税は後者に該当するが、そもそも

納税者誘致競争により低い税率が実現されている現状で、犯罪とされる Steuerbetrug を犯すインセンティブは働きにくいとされている。また、嘘をついていない限り、仮に保有している銀行口座の 1 つを忘れていたとしてもスイスでは犯罪とされる Steuerbetrug には該当せず、単純に Steuerhinterziehung とされるだけであることも、Steuerbetrug を犯すインセンティブが働きにくい要因となっている。Swisswatching, Discon Bewes.

キリスト教民主党（CVD,PDC）上院議員ウルスシュヴァーラー上院議員はスイスをタックスヘイブンと名指しする欧州議会の 2012 年 4 月 27 日付けのタックスヘイブン対策に関する決議に対し、「スイス国内では脱税と税の申告漏れはまだ別物である。申告せずに孫に 50 フラン渡したからといって、犯罪者扱いするのはどうか」と反論する。Swissinfo report 2012.4.25.

- (27) 連邦直接税法 175 条。

- (28) 連邦直接税法 186 条。

- (29) <http://www.estv.admin.ch/org/00046/00059/index.html?lang=de>

- (30) 2013 年 2 月、スイス政府は、今後、銀行は税務申告がなされていない資産の預かりを拒否すること、100,000 フラン以上の現金による不動産、贅沢品の売買を禁止することをポリシーとして宣言した。現在、有識者による議論が継続中であり、2013 年 6 月のコメント発表を目指している。